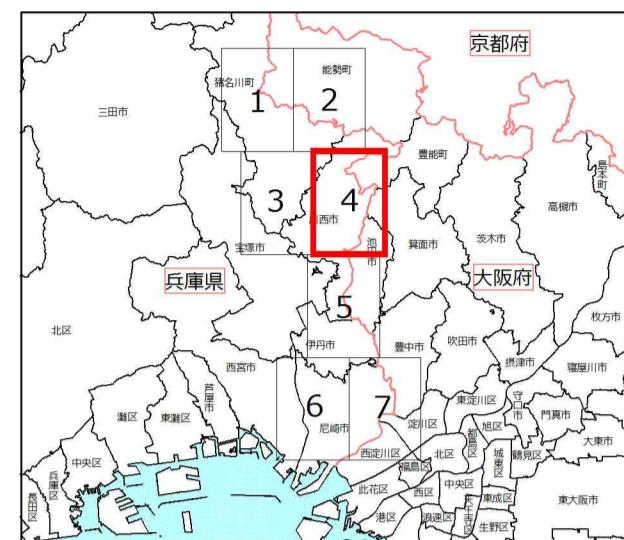


# 淀川水系猪名川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))4



## 凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(河岸侵食)
- - - 府県界
- - 市区町村界
- 河川等範囲
- 洪水想定区域の指定の  
対象となる河川

兵庫県  
川西市

猪名川

矢間川

大路次川

伊丹川

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第1384号)

### 1 説明文

- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川及び(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものであります。
- (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

### 2 基本事項等

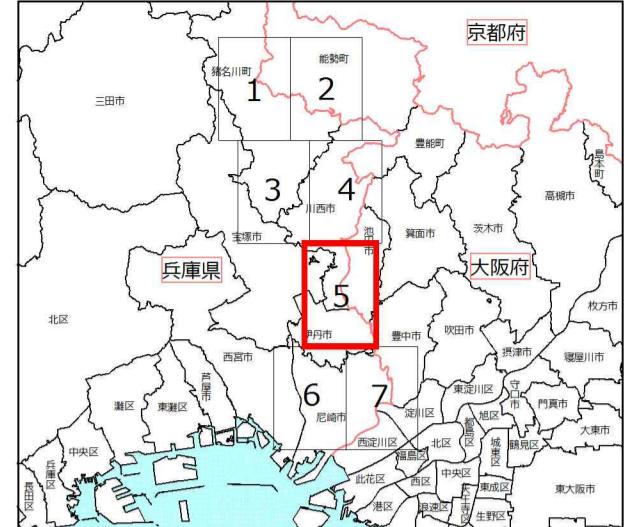
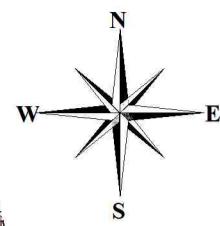
- (1) 作成主体
  - (2) 公表年月日
  - (3) 公表する河川
  - (4) その他図示する河川
  - (5) 関係市町
- 兵庫県
- 淀川水系空港川、矢間川、駄六川、箕面川、内川、最明寺川、寺畠前川、前川、塩川、芋生川、一庫・大路次川、初谷川、田尻川、野間川、野尻川、原川、阿古谷川、楓並川(指定県民局(センター)：阪神北県民局)
- 淀川水系猪名川
- 伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町

1:20,000

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900m

# 淀川水系猪名川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))5

(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))5



## 凡 例

- The legend consists of four entries:

  - A red square representing "家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)" (Area where houses may collapse due to flooding (bank erosion)).
  - A line with a dashed pattern representing "府県界" (Prefectural boundaries).
  - A line with a dash-dot pattern representing "市区町村界" (Municipal boundaries).
  - A grey rectangle representing "河川等範囲" (Range of rivers and other water bodies).
  - A blue wavy line representing "浸水想定区域の指定の対象となる河川" (Rivers designated as subject to the area where flooding is expected).

**淀川水系猪名川  
洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))5**

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。  
(承認番号 平30情使第1384号)

1:20,000

1 説明文  
(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。  
(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川及び(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。  
(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等  
(1) 作成主体 兵庫県  
(2) 公表年月日 △△ 年 月 日  
(3) 公表する河川 淀川水系空港川、矢間川、駄六川、箕面川、内川、最明寺川、寺畠前川、前川、塩川、芋生川、一庫・大路次川、初谷川、田尻川、野間川、野尻川、原川、阿古谷川、櫻並川（指定県民局（センター）：阪神北県民局）  
(4) その他図示する河川 淀川水系猪名川  
(5) 関係市町 伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(河岸侵食)
- 府県界
- 市区町村界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川